令和５年度
第３回神埼市地域公共交通会議・第２回神埼市地域公共交通活性化協議会

日　時　　令和６年３月１１日（月）１０：００～
場　所　　神埼市役所　本庁舎　３階大会議室

（次　第）

１　開会

２　報告事項
（１）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

（２）国営水路三田川線補修工事に伴う神埼市巡回バスの一部う回について

（３）江見線廃止に関する西鉄バス佐賀㈱からの申し入れについて

（４）神埼市公共交通運賃協議会設置要綱の制定について

３　議題
（１）令和６年度事業計画（案）について

（２）令和６年度歳入歳出予算（案）について

（３）神埼市地域公共交通網形成計画の一部変更（案）について

（４）神埼市巡回バス事業計画の変更（案）について

４　その他

５　閉会

令和５年度　神埼市地域公共交通会議委員名簿

No	氏　　名	役　職　等	備　　考
1	平　石　　巖	神埼町区長会会長	住民又はバス等の利用者
2	本　庄　敏　幸	千代田町区長会会長	住民又はバス等の利用者
3	八　谷　好　弘	脊振町区長会会長	住民又はバス等の利用者
4	重　松　美　文	神埼市民生児童委員協議会代表	住民又はバス等の利用者
5	馬場崎　安　則	神埼市老人クラブ連合会会長	住民又はバス等の利用者
6	永　沼　　功	神埼市商工会会長	住民又はバス等の利用者
7	吉　原　俊　樹	神埼町住民代表	市長が必要と認める者
8	佐　藤　悦　子	千代田町住民代表	市長が必要と認める者
9	實　松　英　治	脊振町住民代表	市長が必要と認める者
10	小　山　淳　也	有限会社ジョイックス交通 代表取締役	一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
11	下　川　裕　二	西鉄バス佐賀株式会社 取締役営業本部長	一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
12	草　野　武　生	一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会 専務理事	一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
13	古　賀　陽　一　郎	国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局 首席運輸企画専門官	九州運輸局佐賀運輸支局長又はその指名する者
14	中　村　慎　吾	国土交通省佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所長	道路管理者及び公安委員会
15	宮　崎　厚　志	佐賀県東部土木事務所 所長	道路管理者及び公安委員会
16	鷲　崎　文　徳	神埼警察署　交通課長	道路管理者及び公安委員会
17	坂　井　歩　美	佐賀県地域交流部さが創生推進課 くらしの移動手段確保担当係長	市長が必要と認める者
18	嶋　　耕　二	神埼市産業建設部長	道路管理者及び公安委員会
19	中　島　勝　利	神埼市総務企画部長	市長又はその指名する者

神埼市地域公共交通会議事務局

No	氏　　名	役　職　等	備　　考
1	音　成　栄　志	神埼市企画課長	事務局長
2	小　栁　恒　有	神埼市企画副課長	事 務 局
3	執　行　祐　恒	神埼市企画課企画係長	〃
4	大　澤　聖　也	神埼市企画課企画係	〃

令和５年度　神埼市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No	氏　　名	役　職　等	区分	備　　考
1	平　石　　巖	神埼町区長会会長	法第6条第2項第3号	地域公共交通の利用者
2	本　庄　敏　幸	千代田町区長会会長	〃	地域公共交通の利用者
3	八　谷　好　弘	脊振町区長会会長	〃	地域公共交通の利用者
4	重　松　美　文	神埼市民生児童委員協議会代表	〃	地域公共交通の利用者
5	馬場崎　安　則	神埼市老人クラブ連合会会長	〃	地域公共交通の利用者
6	永　沼　　功	神埼市商工会会長	〃	地域公共交通の利用者
7	吉　原　俊　樹	神埼町住民代表	〃	市長が必要と認める者
8	佐　藤　悦　子	千代田町住民代表	〃	市長が必要と認める者
9	實　松　英　治	脊振町住民代表	〃	市長が必要と認める者
10	小　山　淳　也	有限会社ジョイックス交通 代表取締役	法第6条第2項第2号	関係する公共交通事業者
11	下　川　裕　二	西鉄バス久留米株式会社 取締役営業本部長	〃	関係する公共交通事業者
12	草　野　武　生	一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会 専務理事	〃	関係する公共交通事業者
13	牟田嘉伊座	国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局 首席運輸企画専門官	法第6条第2項第3号	市長が必要と認める者
14	中　村　慎　吾	国土交通省佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所長	法第6条第2項第2号	道路管理者
15	宮　崎　厚　志	佐賀県東部土木事務所 所長	〃	道路管理者
16	鷲　崎　文　徳	神埼警察署　交通課長	法第6条第2項第3号	関係する公安委員会
17	坂　井　歩　美	佐賀県地域交流部さが創生推進課 くらしの移動手段確保担当係長	法第6条第2項第3号	市長が必要と認める者
18	嶋　　耕　二	神埼市産業建設部長	法第6条第2項第2号	道路管理者
19	中　島　勝　利	神埼市総務企画部長	法第6条第2項第1号	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

神埼市地域公共交通活性化協議会事務局

No	氏　　名	役　職　等		備　　考
1	音　成　栄　志	神埼市企画課長		事務局長
2	小　柳　恒　有	神埼市企画副課長		事 務 局
3	執　行　祐　恒	神埼市企画課企画係長		〃
4	大　澤　聖　也	神埼市企画課企画係		〃

資料１

報告

（１）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

１　事業評価制度について

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度又は将来の事業をより効果的・効率的に実施するため、事業実施状況等の振り返り評価及びその報告が義務付けられている。

今回、本協議会において実施した「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金事業」の令和５年補助年度事業（R4.10～R5.9）実績について取りまとめ、別添の通り報告を行った。(R6.1.24 付け佐賀運輸支局宛て提出)

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和　6年　1月　24日

協議会名：神埼市公共交通活性化協議会

評価対象事業名：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況		⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
1　補助対象事業者 （有)ジョイックス交通 2　運行系統 北部コース西（右回り）	（1）北部コース西 神埼駅を起終点とし尾崎等を経由する 23.7km	市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や定期的な利用促進のための乗車回数券販売増加の取り組みとして事業者による利用者への声かけや積極的なコミュニケーション等を実施した。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	B	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 しかし、1運行当たりの利用人数の目標を2.4人と定めていたが、達成できなかった。 通院・通勤以外の利用が極めて少なく、感染症流行時から続く、外出控え及び公共交通利用忌避傾向の影響が残っていることが想定される。 （R4.10～R5.9　0.62人／便）	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったが、1運行当たりの利用者数について目標を達成できなかった。 　上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、情報発信・費用支援・運行形態の検討など様々な形での利用促進を図っていく。
1　補助対象事業者 （有)ジョイックス交通 2　運行系統 北部コース西（左回り）		市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や定期的な利用促進のための乗車回数券販売増加の取り組みとして事業者による利用者への声かけや積極的なコミュニケーション等を実施した。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	B	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 しかし、1運行当たりの利用人数の目標を2.4人と定めていたが、達成できなかった。 通院・通勤以外の利用が極めて少なく、感染症流行時から続く、外出控え及び公共交通利用忌避傾向の影響が残っていることが想定される。 （R4.10～R5.9　0.77人／便）	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったが、1運行当たりの利用者数について目標を達成できなかった。 　上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、情報発信・費用支援・運行形態の検討など様々な形での利用促進を図っていく。
1　補助対象事業者 （有)ジョイックス交通 2　運行系統 北部コース東（右回り）	（1）北部コース東 神埼駅を起終点とし馬郡等を経由する 22.0km	市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や定期的な利用促進のための乗車回数券販売増加の取り組みとして事業者による利用者への声かけや積極的なコミュニケーション等を実施した。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	B	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 しかし、1運行当たりの利用人数の目標を2.4人と定めていたが、達成できなかった。 通院・通勤以外の利用が極めて少なく、感染症流行時から続く、外出控え及び公共交通利用忌避傾向の影響が残っていることが想定される。 （R4.10～R5.9　0.34人／便）	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったが、1運行当たりの利用者数について目標を達成できなかった。 　上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、情報発信・費用支援・運行形態の検討など様々な形での利用促進を図っていく。
1　補助対象事業者 （有)ジョイックス交通 2　運行系統 北部コース東（左回り）		市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や定期的な利用促進のための乗車回数券販売増加の取り組みとして事業者による利用者への声かけや積極的なコミュニケーション等を実施した。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	B	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 しかし、1運行当たりの利用人数の目標を2.4人と定めていたが、達成できなかった。 通院・通勤以外の利用が極めて少なく、感染症流行時から続く、外出控え及び公共交通利用忌避傾向の影響が残っていることが想定される。 （R4.10～R5.9　0.56人／便）	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったが、1運行当たりの利用者数について目標を達成できなかった。 　上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、情報発信・費用支援・運行形態の検討など様々な形での利用促進を図っていく。

1　補助対象事業者 （有)ジョイックス交通 2　運行系統 中部コース西（右回り）	（1）中部コース西 神埼駅を起終点とし姉川等を経由する 22.2km	市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や定期的な利用促進のための乗車回数券販売増加の取り組みとして事業者による利用者への声かけや積極的なコミュニケーション等を実施した。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	B	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 しかし、1運行当たりの利用人数の目標を2.4人と定めていたが、達成できなかった。 通院・通勤以外の利用が極めて少なく、感染症流行時から続く、外出控え及び公共交通利用忌避傾向の影響が残っていることが想定される。 （R4.10～R5.9　0.50人/便）	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったが、1運行当たりの利用者数について目標を達成できなかった。 上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、情報発信・費用支援・運行形態の検討など様々な形での利用促進を図っていく。
1　補助対象事業者 （有)ジョイックス交通 2　運行系統 中部コース西（左回り）		市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や定期的な利用促進のための乗車回数券販売増加の取り組みとして事業者による利用者への声かけや積極的なコミュニケーション等を実施した。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	B	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 しかし、1運行当たりの利用人数の目標を2.4人と定めていたが、達成できなかった。 通院・通勤以外の利用が極めて少なく、感染症流行時から続く、外出控え及び公共交通利用忌避傾向の影響が残っていることが想定される。 （R4.10～R5.9　0.51人/便）	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったが、1運行当たりの利用者数について目標を達成できなかった。 上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、情報発信・費用支援・運行形態の検討など様々な形での利用促進を図っていく。
1　補助対象事業者 （有)ジョイックス交通 2　運行系統 中部コース東（右回り）	（1）中部コース東 神埼駅を起終点とし駅ヶ里等を経由する 21.5km	市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や定期的な利用促進のための乗車回数券販売増加の取り組みとして事業者による利用者への声かけや積極的なコミュニケーション等を実施した。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	B	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 しかし、1運行当たりの利用人数の目標を2.4人と定めていたが、達成できなかった。 通院・通勤以外の利用が極めて少なく、感染症流行時から続く、外出控え及び公共交通利用忌避傾向の影響が残っていることが想定される。 （R4.10～R5.9　0.21人/便）	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったが、1運行当たりの利用者数について目標を達成できなかった。 上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、情報発信・費用支援・運行形態の検討など様々な形での利用促進を図っていく。
1　補助対象事業者 （有)ジョイックス交通 2　運行系統 中部コース東（左回り）		市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や定期的な利用促進のための乗車回数券販売増加の取り組みとして事業者による利用者への声かけや積極的なコミュニケーション等を実施した。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	B	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 しかし、1運行当たりの利用人数の目標を2.4人と定めていたが、達成できなかった。 通院・通勤以外の利用が極めて少なく、感染症流行時から続く、外出控え及び公共交通利用忌避傾向の影響が残っていることが想定される。 （R4.10～R5.9　0.08人/便）	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったが、1運行当たりの利用者数について目標を達成できなかった。 上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、情報発信・費用支援・運行形態の検討など様々な形での利用促進を図っていく。

1　補助対象事業者 (有)ジョイックス交通 2　運行系統 南部コース西	(1)南部コース西 千代田支所～ジョイックス営業所を起終点とし柴尾等を経由する 20.8km	市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や定期的な利用促進のための乗車回数券販売増加の取り組みとして事業者による利用者への声かけや積極的なコミュニケーション等を実施した。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	A	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 1運行当たりの利用人数の目標2.4人についても達成できた。 (R4.10～R5.9　2.52人/便)	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったところ、1運行当たりの利用者数について目標を達成することが出来た。 上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、情報発信・費用支援・運行形態の検討など様々な形での利用促進を図っていく。
1　補助対象事業者 (有)ジョイックス交通 2　運行系統 南部コース東	(1)南部コース東 千代田支所～ジョイックス営業所を起終点とし仲田町等を経由する 24.0km	市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や定期的な利用促進のための乗車回数券販売増加の取り組みとして事業者による利用者への声かけや積極的なコミュニケーション等を実施した。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	A	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 1運行当たりの利用人数の目標2.4人についても達成できた。 (R4.10～R5.9　3.34人/便)	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったところ、1運行当たりの利用者数について目標を達成することが出来た。 上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、情報発信・費用支援・運行形態の検討など様々な形での利用促進を図っていく。
1　補助対象事業者 (有)ジョイックス交通 2　運行系統 神埼～千代田線	(1)神埼～千代田線 神埼駅～千代田支所を起終点とし詫田バス停等を経由する 13.8km	市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や定期的な利用促進のための乗車回数券販売増加の取り組みとして事業者による利用者への声かけや積極的なコミュニケーション等を実施した。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	B	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 しかし、1運行当たりの利用人数の目標を2.0人と定めていたが、達成できなかった。 通院・通勤以外の利用が極めて少なく、感染症流行時から続く、外出控え及び公共交通利用忌避傾向の影響が残っていることが想定される。 (R4.10～R5.9　0.35人/便)	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったが、1運行当たりの利用者数について目標を達成できなかった。 上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、情報発信・費用支援・運行形態の検討など様々な形での利用促進を図っていく。
1　補助対象事業者 (有)ジョイックス交通 2　運行系統 北部デマンド	(1)北部デマンド 神埼市神埼町内を区域とする	市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や、地元コミュニティに出向いての出前講座などを通じて利用者登録の増加を図った。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	A	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 計画運行回数に対する稼働率の目標を30%と定めていたが、達成することができた。 (R4.10～R5.9 106.3%)	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったところ、計画運行回数に対する稼働率の目標について概ね達成することができた。 上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、利用促進に向けた情報発信等に引き続き努めることとしたい。

1　補助対象事業者 (有)ジョイックス交通 2　運行系統 中部デマンド	(1)中部デマンド 神埼市神埼町、千代田町内を区域とする	市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や、地元コミュニティに出向いての出前講座などを通じて利用者登録の増加を図った。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	A	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 計画運行回数に対する稼働率の目標を30%と定めていたが、達成することができた。 (R4.10～R5.9 47.3%)	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったところ、計画運行回数に対する稼働率の目標について概ね達成することができた。 上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、利用促進に向けた情報発信等に引き続き努めることとしたい。
1　補助対象事業者 (有)ジョイックス交通 2　運行系統 南部デマンド	(1)南部デマンド 神埼市神埼町、千代田町内を区域とする	市HPや市報等における広報活動によるバス利用の周知活動や、地元コミュニティに出向いての出前講座などを通じて利用者登録の増加を図った。	A	計画通りに事業は適切に実施された。	A	高齢化する住民の交通手段確保及び市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保ができた。 計画運行回数に対する稼働率の目標を30%と定めていたが、達成することができた。 (R4.10～R5.9 88.3%)	これまでの利用実績や利用者アンケートを基に協議会で議論を行い、利用促進のための情報発信を行ったところ、計画運行回数に対する稼働率の目標について概ね達成することができた。 上記を踏まえ、既存バス路線の維持・確保を図るとともに、利用促進に向けた情報発信等に引き続き努めることとしたい。

別添１－２

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和6年1月24日

協議会名：	神埼市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

地域の交通の目指す姿 （事業実施の目的・必要性）	当市においては、既存の交通機関の廃止等による交通空白地域の拡大や高齢化の進行に伴う交通弱者の増加など、公共交通を巡る環境は厳しい状況にあります。 しかしながら、移動手段を持たない人にとって地域の公共交通手段への需要は決してなくなるものではなく、高齢化する住民の足の確保や市内における公共交通利便性の格差是正、合併後の一体的なまちづくりを図る上で、新たな公共交通機関の構築は喫緊の課題であります。 そのような中、平成21年2月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、「神埼市地域公共交通総合連携計画」を策定し、同年7月より平成24年3月まで巡回バス実証運行を経て平成24年4月から本格運行を開始いたしました。 本格運行開始以来、バス利用者はじめ多くの住民からいただいた意見要望等を踏まえ、法定協議会において審議を重ね、利便性向上に努めてきたところであります。 バス利用者の多くは、移動手段を持たない高齢者であり、バス停別の利用状況を確認すると病院、スーパー、金融機関及び公共施設等の最寄りのバス停利用が多く、日常生活に必要不可欠な交通として機能しているものと認識されます。また市内における公共交通機関（JR・路線バス）との接続により市外への移動を確保しながら、公共交通利用者の潜在需要を喚起しているところです。 なお、平成30年12月に実施しました巡回バスの主な利用者である高齢者を対象としたアンケート調査では、巡回バス運行認知度は9割近くを占め、合併後の縦軸の交通網構築、地域間交流の促進も考慮した運行により、神埼町民が千代田町へ、千代田町民が神埼町へのバス利用も確認されていることから地域間交流に寄与しているものと思われます。 このため、地域公共交通確保維持事業により、高齢化する住民の移動手段を維持し、生活利便性の向上と地域間交流の促進、幹線・支線の連携による効率的な運行体系の実現など住民の生活基盤の充実のため、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要であります。

地域公共交通確保維持改善事業における事業評価制度について

事業評価（事業評価制度とは①）

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度又は将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するもの

継続的事業（確保維持事業）	単年度事業（バリア解消促進等・調査等事業）
評価を行うことで、課題が発見され、次の事業で何を改善し、どうすれば効果的・効率的な事業実施となるかが明確になる	実施した事業の意義を確認し、今後のより効果的・効率的な事業実施につなげる

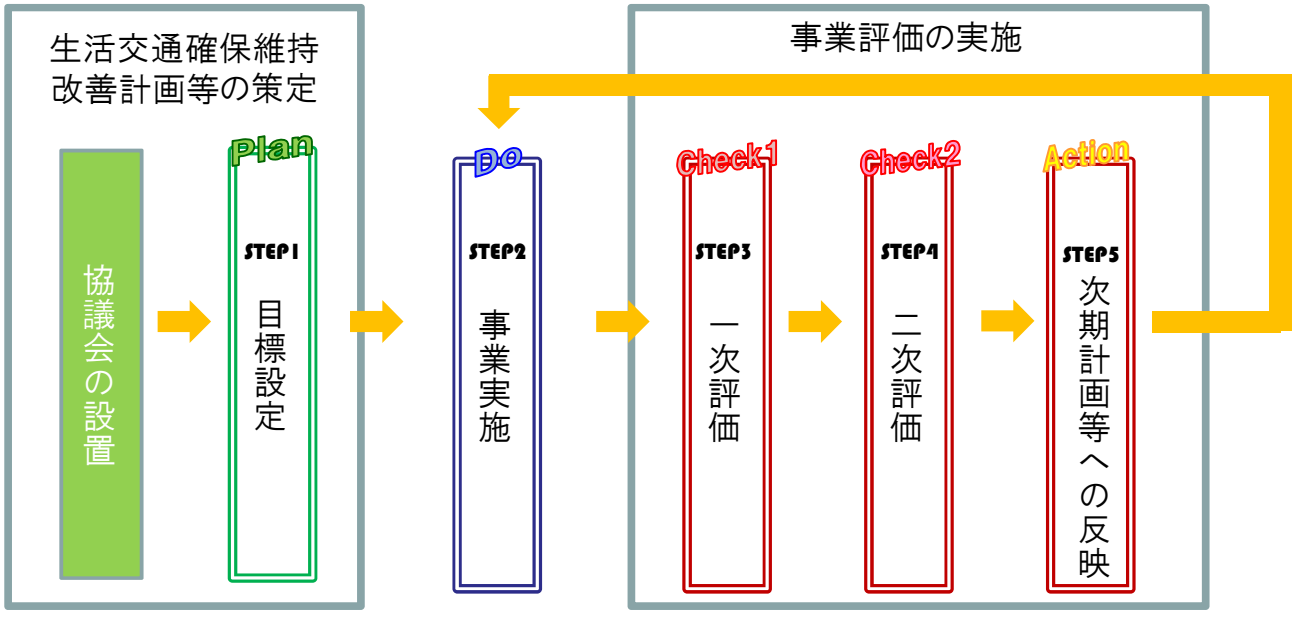

事業評価（事業評価制度とは②：各ステップの概要）

国土交通省

Plan

STEP1　目標設定
地域が“目指す姿”を踏まえて計画を策定した上で、それを実現するために実際に実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定する。

Do

STEP2　事業実施

Check1

STEP3　一次評価（自己評価）
協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行う。

Check2

STEP4　二次評価
各地方運輸局等に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを受ける。

Action

STEP5　次期計画等への変更
一次評価及び二次評価の結果を、次期生活交通確保維持改善計画や、今後の地域の取組（後続事業・類似事業）へ反映させる

2

事業評価（評価実施時期①）

国土交通省

①確保維持事業

・陸上交通・離島航路

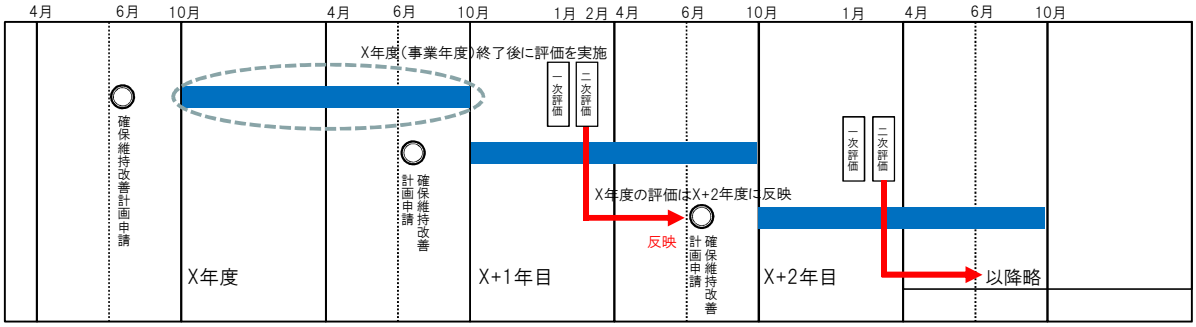

・離島航空路

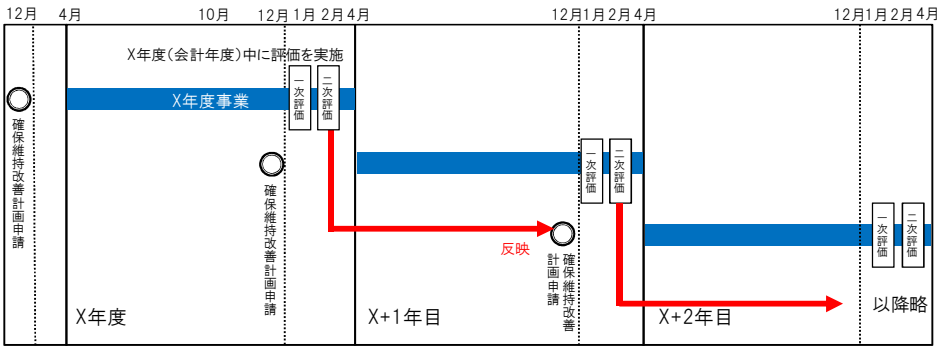

（注）本表では後述する複数年度評価（隔年評価）の考え方は反映させていない。

3

事業評価（評価実施時期②）

国土交通省

②バリア解消促進等事業
・利用環境改善

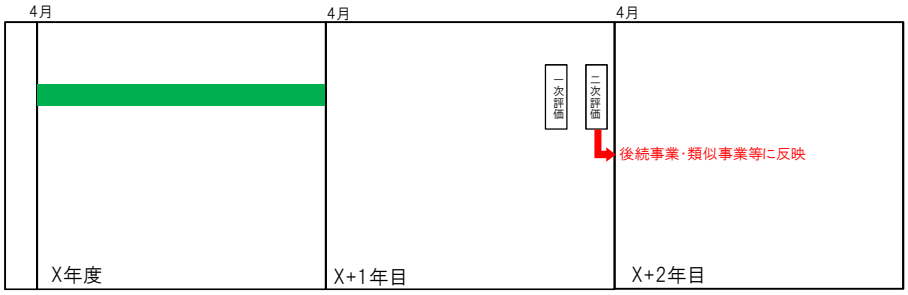

※バリア解消促進等事業のうち、バリアフリー・鉄道安全については一次評価のみを実施することとし、二次評価を実施しない。

③調査等事業
・地域公共交通計画策定事業・利便増進計画策定事業・利便増進計画推進事業
・運送継続計画策定事業・運送継続計画推進事業

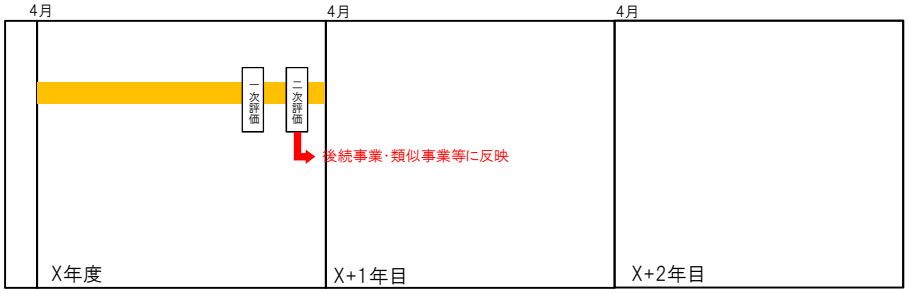

4

事業評価（二次評価の実施対象一覧）

国土交通省

二次評価の実施対象は、事業の性質に応じて決められている。
→　バリアフリー及び鉄道安全については、事業と効果の関係が明確であることから、二次評価を不要としている。

事業名（補助メニュー名）		一次評価	二次評価
確保維持事業		要	要
バリア解消促進等事業	バリアフリー	要	不要
	利用環境改善	要	要
	鉄道安全	要	不要
調査等事業	地域公共交通計画策定	要	要
	利便増進計画策定 利便増進計画推進	要	要
	運送継続計画策定 運送継続計画推進	要	要

（注）1次評価については、全ての補助メニューを対象として実施する。

5

事業評価（二次評価の隔年実施）

国土交通省

長期的視野に立った評価を実施する必要性や、毎年度の二次評価の件数を縮減することによる評価の質の向上等の観点から、以下の事由に該当する系統、航路又は航空路（以下「系統等」という。）に係るもの以外のものにあっては、二次評価を複数年度評価（隔年評価）として、翌年度に一括して行うことができることとする。

【実施を必須とする系統等】

- 前年度に二次評価を行っていないもの
- 事業初年度のもの（地域公共交通調査事業の結果を受けて生活交通確保維持改善計画を作成し、地域公共交通確保維持事業に移行したものを含む。）
- 一次評価の結果が芳しくないもの

【実施を地方運輸局等の任意選択とする系統等】

- 協議会において二次評価の実施を希望するもの
- その他運輸局において二次評価の実施が必要であると認めるもの

6

【参考】事業評価ガイダンスについて（趣旨）

国土交通省

「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けてガイダンス」について

https://www.mlit.go.jp/common/001020610.pdf にて公開中

〇趣旨

・地域公共交通確保維持改善事業においては、事業の内容を振り返り、目標の達成状況等を評価・分析し、次の取組に反映させていくこと（＝事業評価）が重要。このため、事業評価を適切に実施することを通じて、本事業をより効果的・効率的に実施するためのガイダンスを取りまとめ。

↓

本ガイダンスの対象が「振り返り」にとどまらないことを明確にするため、名称は「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて」とした。

〇主たる対象者

・地域公共交通確保維持改善事業を活用する地域の関係者（協議会・地方自治体・交通事業者等）が活用することを想定。

↓

・中でも、地域公共交通確保維持改善事業の活用及び事業評価実施の経験が浅い地域（関係者）に対し、評価の底上げを図ることを意図。

7

【参考】事業評価ガイダンスについて（全体構成）

国土交通省

ガイダンスは、以下の２部構成（＋参考資料）とした。
・第Ⅰ部　概要編（事業評価とは）
・第Ⅱ部　詳細編（事業評価の実施実務）

○第Ⅰ部
・事業評価の考え方や制度の概要などをごく簡単に記載する
　→これまでに本事業や事業評価に携わったことがない関係者向け

・一方、第Ⅱ部で必要な情報を探せるように、第Ⅰ部から第Ⅱ部へ橋渡しができるよう、目次的な機能も併せ持たせている

○第Ⅱ部
　本事業の補助メニューごとに、目標設定の考え方、目標・指標の提示、評価実施のスケジュールなど、評価実務に際して必要な情報を詳細に記載。
　→冒頭から順番に読むことはあまり想定しておらず、事業ごとに「辞書的に」参照することを想定。

（参考資料）
　指標の計測方法及び計測に際して注意すべき点について補足

8

【参考】事業評価ガイダンスについて（第Ⅱ部の解説）

国土交通省

第Ⅱ部は「計画策定時の目標設定」及び「評価の進め方」の章立てを行っている。

○計画策定時の目標設定
【前提】
　計画を策定する前提として、下記事項に留意する。
　・地域の上位計画等との整合を図ること
　・地域の特性、ニーズを把握すること

【目標設定の考え方】
　目標は、地域が自主的に設定するものであることは従来と変わらないが、目標の例も含め、目標設定の観点を新たに提示している。

　（観点）
　・本制度の趣旨から見て設定が望ましいもの
　・地域の目指すすがたや事業実施の目的に合致したもの

　（注）第Ⅱ部で示している目標については、これらを全て生活交通ネットワーク計画に盛り込む必要があるわけではない。逆に、地域の判断に応じ、示されていない目標を設定をすることも可能である。

○評価の進め方
　事業（補助メニュー）ごとに、一次評価など、ステップ毎等に解説を行っている。

9

資料２

報告

（２）国営水路三田川線補修工事に伴う神埼市巡回バスの一部う回について

１　経緯

R6.1.22九州農政局筑後川下流右岸農地防災事務所より国営水路三田川線補修工事に伴う神埼市巡回バスの一部う回について依頼。

想定される工事期間が短期であったことから、道路運送法17条（天災等の場合における他の路線による事業の経営）に基づき、国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局及び神埼警察署と協議の上、関係路線（南部東コース）について一部う回を実施した。

２　う回実施内容

・関係路線　　神埼市巡回バス南部東コース
・う回箇所　　別紙う回計画図面参照
・う回対応期間　　令和6年2月5日（月）～令和6年2月19日（月）

※当該期間において、事故・苦情等無く対応を完了しております。

A3

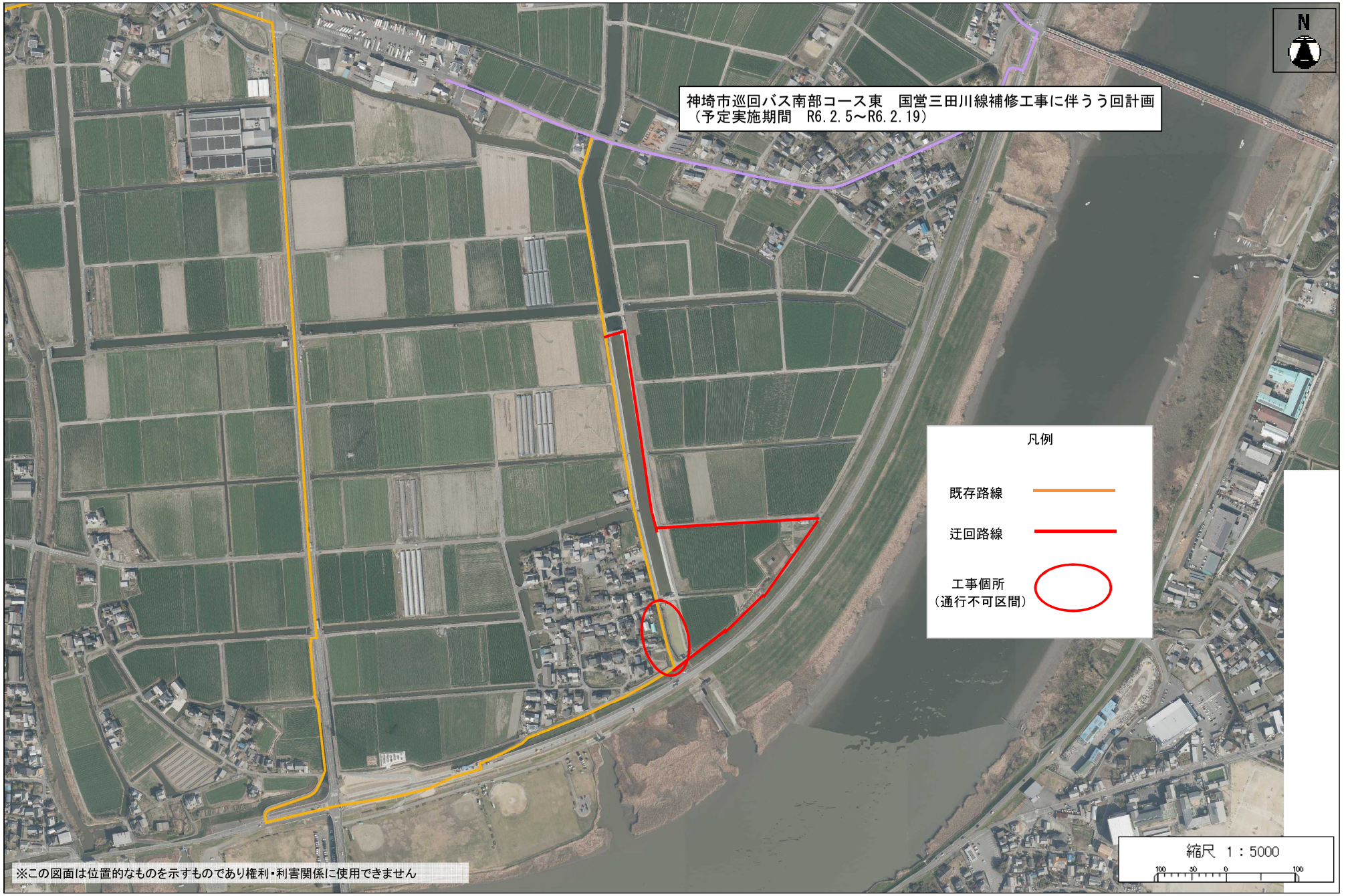
神埼市巡回バス南部コース東　国営三田川線補修工事に伴ううう回計画
（予定実施期間　R6.2.5～R6.2.19）
N
凡例
既存路線
迂回路線
工事個所
（通行不可区間）
縮尺　1：5000
100 50 0 100
※この図面は位置的なものを示すものであり権利・利害関係に使用できません

資料３

報告

（３）江見線廃止に関する西鉄バス佐賀㈱からの申し入れについて

１　経緯

令和６年２月５日郵送（簡易書留）にて、神埼市に対して西鉄バス佐賀㈱ 代表取締役社長 大石一紀氏より、江見線廃止に関する申し入れ書の提出が行われた（沿線の関係自治体に対しても同内容での提出有）。

２　廃線対象路線に関する詳細

○ 路線名　　江見線（４５番系統：佐賀第二合同庁舎～西鉄久留米）

○ 廃線予定日　２０２５（令和７）年１０月１日（水）

○ 廃線理由　・新型コロナウイルス感染症の影響による全般的なバス需要の減少。
・運転手不足及び労働改善基準の厳格化に伴い、法令基準内での運行が困難。
・江見線の利用者が少ない。

○ 段階的措置　２０２４（令和６）年１０月１日より減便予定
（現行の半減…平日：３１便→１６便、土日祝：３１便→１６便）

３　今後の予定

佐賀県が中心となり、関係市町（神埼市、佐賀市、みやき町、久留米市）協調のもと対応を協議する。また、市報４月号にて本報告と同内容の記事を掲載する。

資料４

報告

（４）神埼市公共交通運賃協議会設置要綱の制定について

１　経緯

道路運送法の令和５年１０月１日付け改正に伴い、これまで神埼市公共交通会議にて協議を行っていた協議運賃について、新協議会による協議が必要となった。

改正を受け、神埼市の公共交通における協議運賃について協議を行う新協議会を設置するため、神埼市公共交通運賃協議会設置要綱を制定する（令和６年４月１日施行予定）。

２　新協議会の概要

〇協議会名　　神埼市公共交通運賃協議会

〇協議会構成　　神埼市
公共交通事業者
国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局長又はその指名する者
神埼市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者
⇒現神埼市公共交通会議の内数

３　実際の運用について

運賃に係る協議が必要となった場合以下の流れにより対応。

①公聴会の実施（運送法第９条第５項に定める措置）。
　⇒神埼市においては、「地域懇談会」の活用を検討。

②公聴会の結果を踏まえ、神埼市公共交通運賃協議会にて運賃等について協議。

○神埼市公共交通運賃協議会設置要綱

令和６年○月○○日
要　綱　第　○　号

（設置）

第１条　道路運送法(昭和二十六年法律百八十三号)第９条の規定に基づき、地域における需要に応じ、住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃について協議するため、神埼市公共交通運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次の事項を協議するものとする。

（１）地域における需要に応じた住民の生活のために旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項

（２）協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（組織）

第３条　協議会の委員は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって構成する。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱からその日以後最初の３月３１日までとする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　本協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は総務企画部長を持って充てる。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

４　副会長は、委員の中から会長が指名する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会議は原則として公開とする。ただし、開催日時、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることが出来る。

５　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は助言を求めることが出来る。

６　委員は、会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

（協議結果の取扱い）

第７条　協議会において協議が整った事項について、市その他関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（守秘義務）

第８条　協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（幹事会）

第９条　協議会は、会議に付すべき事項を調査、検討及び協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

２　幹事会は、第３条に定める委員その他協議会は必要と認める者を委員とする。

３　幹事会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと、又は資料の提供を求めることができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

区　分	委　員
法第９条第４項第１号 及び法第９条の３第３項第１号	神埼市
法第９条第４項第２号 及び法第９条の３第３項第２号	公共交通事業者
法第９条第４項第３号 及び法第９条の３第３項第３号	国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局長又はその指名する者
法第９条第４項第４号 及び法第９条の３第３項第４号	神埼市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

今後の協議運賃の取扱いについて【改正概要】

今般の道路運送法（以下「運送法」という。）改正により、一般乗用旅客自動車運送事業に係る協議運賃制度が創設された。
また、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、**協議方法等の取扱いが変更**となった。

改 正 前
地域公共交通会議等にて協議

構 成 員＜運送法施行規則第9条の3＞
①市町村長又は都道府県知事
②一般乗合旅客自動車運送事業者
③バス協会、タクシー協会等
④住民又は旅客
⑤地方運輸局長
⑥労働組合
⑦道路管理者、都道府県警察、学識経験者　等

※運賃以外の項目は、引き続き地域公共交通会議等で協議

改 正 後
公聴会等の開催(第9条第5項)＋新協議会にて協議（第9条第4項）

構 成 員 ＜運送法第9条第4項＞
①市町村又は都道府県
②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）
③地方運輸局長
④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

運送法第9条第5項に定める措置
※市町村又は都道府県は、協議運賃の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
□実施方法（一例）
・公聴会の開催
・パブリックコメントの募集
・地域住民に対するアンケート調査、関係する事業者等へのヒアリング　等

【運送法第9条第4項（乗合）、第9条の3第3項（乗用）に定める「協議会」の概要】

※一般乗用旅客自動車運送事業の協議運賃について、特定地域・準特定地域は対象外

■協議事項
・地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る**運賃**等について協議

■構 成 員
①市町村又は都道府県　②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）　③地方運輸局長
④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
} 協議を行う構成員は①～④に限定

■留意事項
・構成員を限定する観点から、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合においては、上記①～④以外の構成員を退室させる又は別室で行う等、十分注意が必要

今後の協議運賃の取扱いについて　＜フロー＞

01. 公聴会等の実施 ▶▶▶

＜運送法第9条第5項＞

新

【すべきこと】

●利用者・利害関係者の意見等を集約
（ex.）公聴会の実施、アンケート調査の実施、
地域住民の意見交換・・・等

《補足》
・本措置の趣旨は、「02. 協議会を開催する前に」利用者等の意見を反映させるための措置を義務づけたもの。
※ほとんどの自治体がこれに類似する取組を実施している。

・これまで、地域説明会等を実施している自治体は当該説明会を本措置として位置づけることも可能。

※01. 公聴会等の実施については、上述のとおり既に市町においては、協議する前に地区単位での説明会や、アンケート調査を実施しており、それらの取組を今回改正された「運送法第9条第5項の措置」として運用することも可能。

02. 協議会の開催 ▶▶▶

＜運送法第9条第4項＞

新

【すべきこと】

①協議会の規約等の作成及び設置
《補足》
・本協議会の要綱を作成し、新たな会議体を設置
・構成員等は前ページを参照

②協議会の開催
《補足》
・協議会の開催方法はこれまでの地域公共交通会議等と同様

③協議証明書（運賃）の発行
・運賃の協議証明書については、本協議会での発行となるため、根拠条文は注意が必要

03. 地域公共交通会議の開催

＜運送法施行規則第9条の3＞

【すべきこと】

①協議会の開催《運賃以外の項目》
（ex.）態様の変更（路線>区域）

《補足》
・「02. 協議会」で協議された運賃については、交通会議の協議事項とすることは不可

②「02. 協議会」で協議された運賃については協議事項としてではなく、「報告事項」として地域公共交通会議に報告することは可能

③協議証明書（運賃以外）の発行

▶ 上記01～03を踏まえ、協議運賃(運送法第9条第4項)として運輸局長あて届出

資料５

令和６年度　事業計画（案）

１．神埼市巡回バス運行事業
- 運行事業者　：　有限会社ジョイックス交通（委託）
- 運行形態　：　北部コース、 中部コース、南部コース、神埼駅～千代田支所（縦断コース）

２．予約型乗合タクシー運行事業（ＮＯＲＡＲＵ）
- 運行事業者　：　有限会社ジョイックス交通（委託）
- 運行形態　：　北部エリア、 中部エリア、南部エリア

３．利用促進事業
- 回数券（乗継券）発行
- 広報活動（ＮＯＲＡＲＵ登録促進）
- その他（市主催イベントにおける広報、周知用チラシ作成など）

４．地域公共交通会議及び公共交通活性化協議会の開催

※　スケジュール

内　　容	4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月　1月　2月　3月
１．神埼市巡回バス運行事業（令和３年１０月より再編）	●→　契約
２．予約型乗合タクシー運行（令和３年１０月より運行開始）	●→　契約
３．利用促進事業	※　適宜実施する。
４．地域公共交通会議及び公共交通活性化協議会の開催	●　●　●　●

資料６

令和6年度

神埼市地域公共交通活性化協議会

予算書（案）

令和６年度　神埼市地域公共交通活性化協議会予算（案）

令和６年度神埼市地域公共交通活性化協議会の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　26,817 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は、「歳入歳出予算」による。

（予算の補正）

第２条　会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

（歳出予算の流用）

第３条　歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

令和　６年　３月　　日

神埼市地域公共交通活性化協議会
会　長　　中　島　勝　利

令和６年度　歳入歳出予算（案）

歳　入

（単位：千円）

款	項	目	前年度予算額(a)	本年度予算額(b)	増減(b-a)	説　明
１　負担額	１　負担額	１　負担額	15,500	15,500	0	神埼市補助金
２　補助額	１　補助額	１　補助額	0	0	0	
３　繰越金	１　繰越金	１　繰越金	9,460	8,968	△ 492	
４　利用料	１　利用料	１　利用料	1,000	1,000	0	巡回バス運賃収入 回数券販売収入
５　諸収入	１　諸収入	１　雑入	1	1,349	1,348	県奨励金
歳入合計			25,961	26,817	856	

歳　出

款	項	目	前年度予算額(a)	本年度予算額(b)	増減(b-a)	説　明
１　運営費	１　会議費	１　会議費	5	5	0	監査委員報酬　2,500円×2名
	２　事務費	１　事務費	10	10	0	事務用品費
２　事業費	１　事業費	１　事業費	24,488	25,213	725	運行経費・施設整備費など
３　予備費	１　予備費	１　予備費	1,458	1,589	131	
歳出合計			25,961	26,817	856	

資料７

議題

（３）神埼市地域公共交通網形成計画の一部変更（案）について

１　経緯

地域公共交通計画の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い実施された、地域公共交通確保維持事業の要件変更に伴い、令和７年事業年度申請より、「地域公共交通計画における補助系統等の位置づけ」が必要となった。

現行の神埼市地域公共交通網形成計画においては、変更となった要件を満たさない計画となっているため、令和７年事業年度申請に向けて現行計画に対し一部変更を行う。

（変更が必要な箇所及び変更内容については国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局と事前協議済み）

２　変更（案）の概要

①「補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表」の作成

⇒補助対象として申請する系統について、「公共交通における位置づけ・役割」、「地域公共交通確保維持事業の必要性」、「運行系統に係る事業及び実施主体の概要」を記載した「補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表」を計画の別添資料として作成・添付する。

②地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスにおける定量的目標・効果について、数値計測手法・評価手法の追記。

⇒現行計画において、目標の達成状況の評価を行う旨記載があるが、その具体的な手法について記載がないため、具体的手法に関する記述を追記する。

３ 令和 6 年度以降の計画について

現行の神埼市地域公共交通網形成計画について計画期間が令和2年度～令和6年度となっており、次年度が計画の最終年度のため、現状では令和 6 年度中に令和 7 年度以降の新計画策定が必要となっている。

しかしながら、報告事項（3）にて説明した通り令和 7 年(2025 年)10 月 1 日より、江見線廃止の申し出がなされている状況である。

そのため、令和 6 年度中に現計画の期間を 1 年間延長し、令和 7 年度において、令和 8 年度以降を計画期間とする新計画を策定することとし、新計画では令和 7 年 10 月 1 日以降の国道 264 号の状況を踏まえた計画策定を行いたい。

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
神埼市	**北部コース西（右回り）**	神埼駅	尾崎、城原、野寄	神埼駅	路線定期	フィーダー補助	神埼町北部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**北部コース西（左回り）**	神埼駅	野寄、城原、尾崎	神埼駅	路線定期	フィーダー補助	神埼町北部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**北部コース東（右回り）**	神埼駅	鶴西、三谷、馬郡	神埼駅	路線定期	フィーダー補助	神埼町北部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**北部コース東（左回り）**	神埼駅	馬郡、三谷、鶴西	神埼駅	路線定期	フィーダー補助	神埼町北部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**中部コース西（右回り）**	神埼駅	アニー、上西、姉川	神埼駅	路線定期	フィーダー補助	神埼町南部および千代田町北部を運行し、 軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**中部コース西（左回り）**	神埼駅	姉川、上西、アニー	神埼駅	路線定期	フィーダー補助	神埼町南部および千代田町北部を運行し、 軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**中部コース東（右回り）**	神埼駅	永歌、蔵戸、駅ヶ里	神埼駅	路線定期	フィーダー補助	神埼町南部および千代田町北部を運行し、 軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**中部コース東（左回り）**	神埼駅	駅ヶ里、蔵戸、永歌	神埼駅	路線定期	フィーダー補助	神埼町南部および千代田町北部を運行し、 軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**南部コース西**	千代田支所	姉、柴尾、龍尾、迎島	ジョイックス営業所	路線定期	フィーダー補助	千代田町南部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**南部コース東**	千代田支所	仲田町、﨑村、出来島	ジョイックス営業所	路線定期	フィーダー補助	千代田町南部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。

神埼市	**神埼～千代田線**	神埼駅	詫田バス停	千代田支所	路線定期	フィーダー補助	神埼町～千代田町間を運行し、 軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**北部デマンド**		神埼町		区域運行	フィーダー補助	神埼町北部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**中部デマンド**		神埼町、 千代田町		区域運行	フィーダー補助	神埼町南部および千代田町北部を運行し、 軸となる幹線や地域拠点に接続する。
神埼市	**南部デマンド**		神埼町、 千代田町		区域運行	フィーダー補助	千代田町南部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。

令和６年〇月〇日現在

（備考）

・上記系統については、役割欄に記載の通り地域にとって重要な役割を担っており、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

現行計画

2. 達成状況の評価

本計画では、市民や交通事業者等の関係者と行政が、目的や目標を共有し、進行管理を行っていくため、基本的な方針ごとに数値目標を設定している。

本計画の目標の達成状況については、具体的な施策の進捗状況を踏まえ、毎年度評価することとし、計画最終年度において、最終的な数値目標の評価を行うこととする。

毎年度の評価については、行政及び交通事業者を中心に、定期的に目標の達成状況を確認し、改善策を検討した上で、神埼市地域公共交通活性化協議会において、協議を行うこととする。

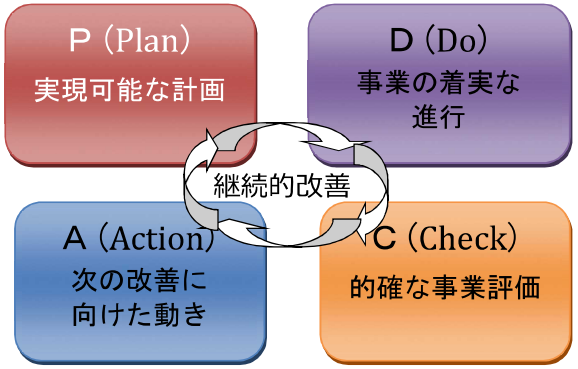

図 70　PDCA サイクルによる運用

○PDCA ごとの実施主体

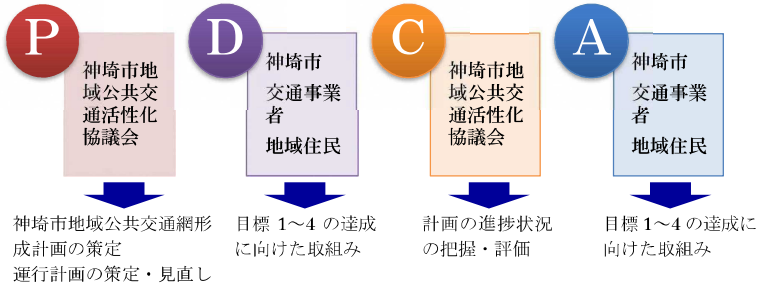

変更後（案）

2. 達成状況の評価

本計画では、市民や交通事業者等の関係者と行政が、目的や目標を共有し、進行管理を行っていくため、基本的な方針ごとに数値目標を設定している。

本計画の目標の達成状況については、具体的な施策の進捗状況を踏まえ、毎年度評価することとし、計画最終年度において、最終的な数値目標の評価を行うこととする。

毎年度の評価については、行政及び交通事業者を中心に、運行・乗車データ等により数値指標を計測し、目標値と比較して評価を実施する。目標値に満たなかった指標については改善策を検討した上で、神埼市地域公共交通活性化協議会において、協議を行うこととする。

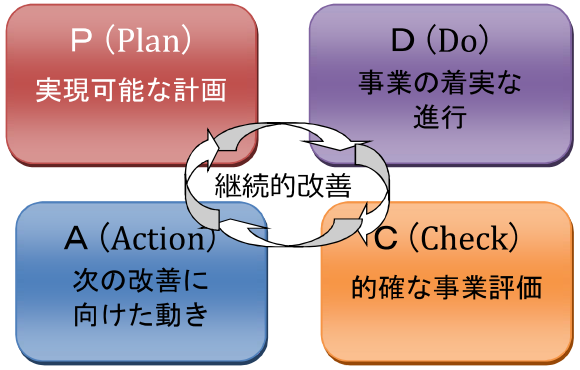

図 70　PDCA サイクルによる運用

○PDCA ごとの実施主体

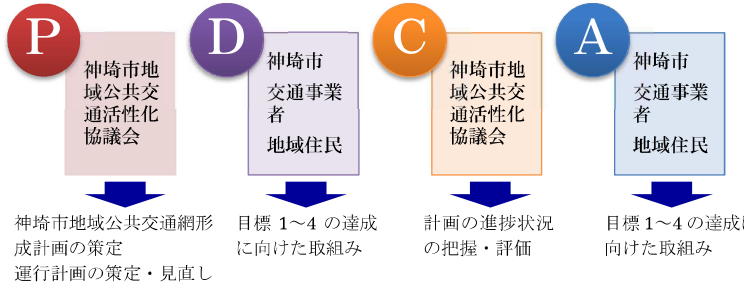

資料８

議題

（４）神埼市巡回バス事業計画の変更（案）について

１　変更しようとする理由

新規商業施設の開店に伴い、近隣停留所を廃止し商業施設敷地内に停留所の新設を行う。また、停留所変更影響範囲について路線の廃止・新設を行う。

２　変更しようとする事項

（１）路線定期運行

①　路線の廃止・新設

別紙１のとおり

②　運行回数及び運行時刻（運行計画概要書の修正）

運行計画概要書及び別紙２のとおり

③　停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

別紙３のとおり

（２）区域運行

①　運送の区間

別紙４のとおり

３　変更予定日

令和６年４月１２日(予定)

※九州運輸局から認可あり次第

別紙１：路線に関する事項

一般乗合旅客自動車運送事業の
事業計画変更認可申請に係る路線・系統図
（全体図）

凡例

中部　東コース

神埼～千代田線

今回変更申請箇所
※次ページに拡大図を添付

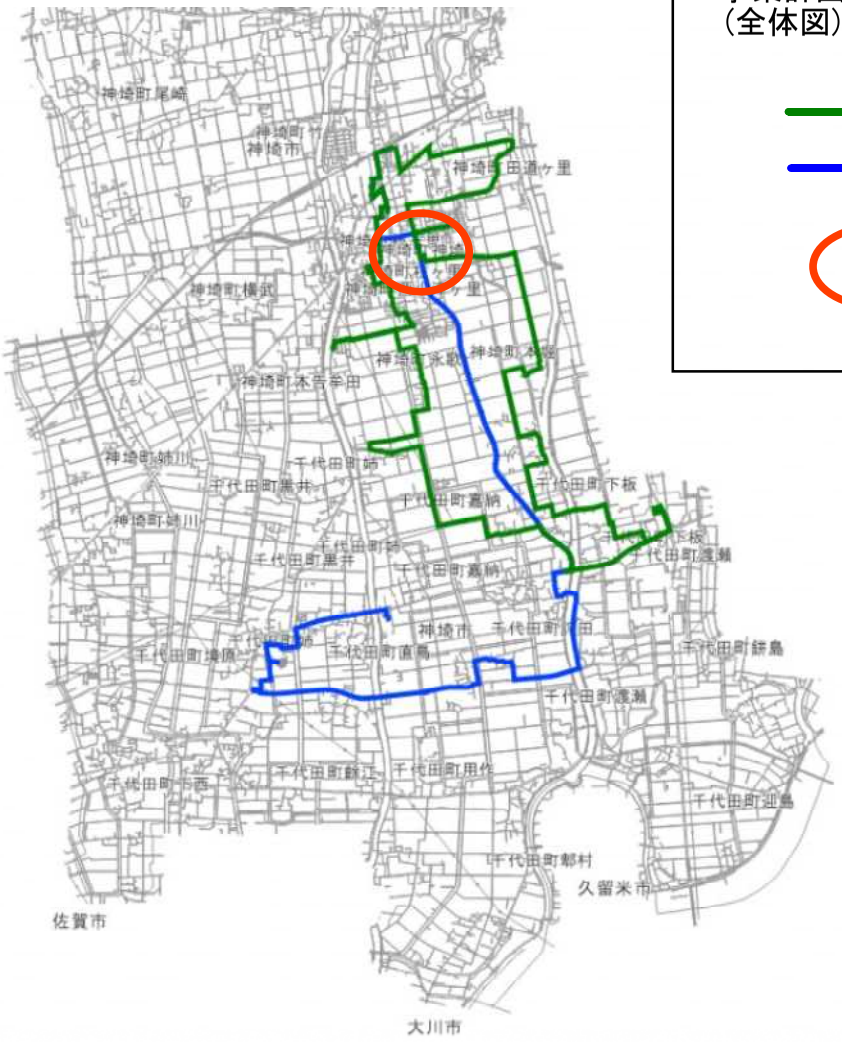

700m

別紙１：路線に関する事項（拡大図）

運 行 計 画 概 要 書

申請者名	有限会社ジョイックス交通
住所	佐賀県神埼市千代田町迎島547番地8
届出日	令和　6　年　3　月　11　日
①運行系統名	中部コース東（右回り）
	起点　神埼駅　（経過地）本堀（旧ショッピングセンターサピエ前）　終点　神埼駅
届出内容	運行系統の廃止
②運行系統名	中部コース東（右回り）
	起点　神埼駅　（経過地）ドラッグストアモリ神埼本堀店　終点　神埼駅
届出内容	運行系統の新設
③運行系統名	中部コース東（左回り）
	起点　神埼駅　（経過地）本堀（旧ショッピングセンターサピエ前）　終点　神埼駅
届出内容	運行系統の廃止
④運行系統名	中部コース東（左回り）
	起点　神埼駅　（経過地）ドラッグストアモリ神埼本堀店　終点　神埼駅
届出内容	運行系統の新設
⑤運行系統名	神埼～千代田コース
	起点　神埼駅　（経過地）本堀（旧ショッピングセンターサピエ前）　終点　千代田支所
届出内容	運行系統の廃止
⑥運行系統名	神埼～千代田コース
	起点　神埼駅　（経過地）ドラッグストアモリ神埼本堀店　終点　千代田支所
届出内容	運行系統の新設
⑦運行系統名	
	起点　（経過地）　終点
届出内容	
⑧運行系統名	
	起点　（経過地）　終点
届出内容	
⑨運行系統名	
	起点　（経過地）　終点
届出内容	
⑩運行系統名	
	起点　（経過地）　終点
届出内容	
⑪運行系統名	
	起点　（経過地）　終点
届出内容	

別紙２：停留所の名称及び位置図（廃止・新設）

別紙３：廃止及び新設する系統（神埼～千代田線　変更部分拡大図）

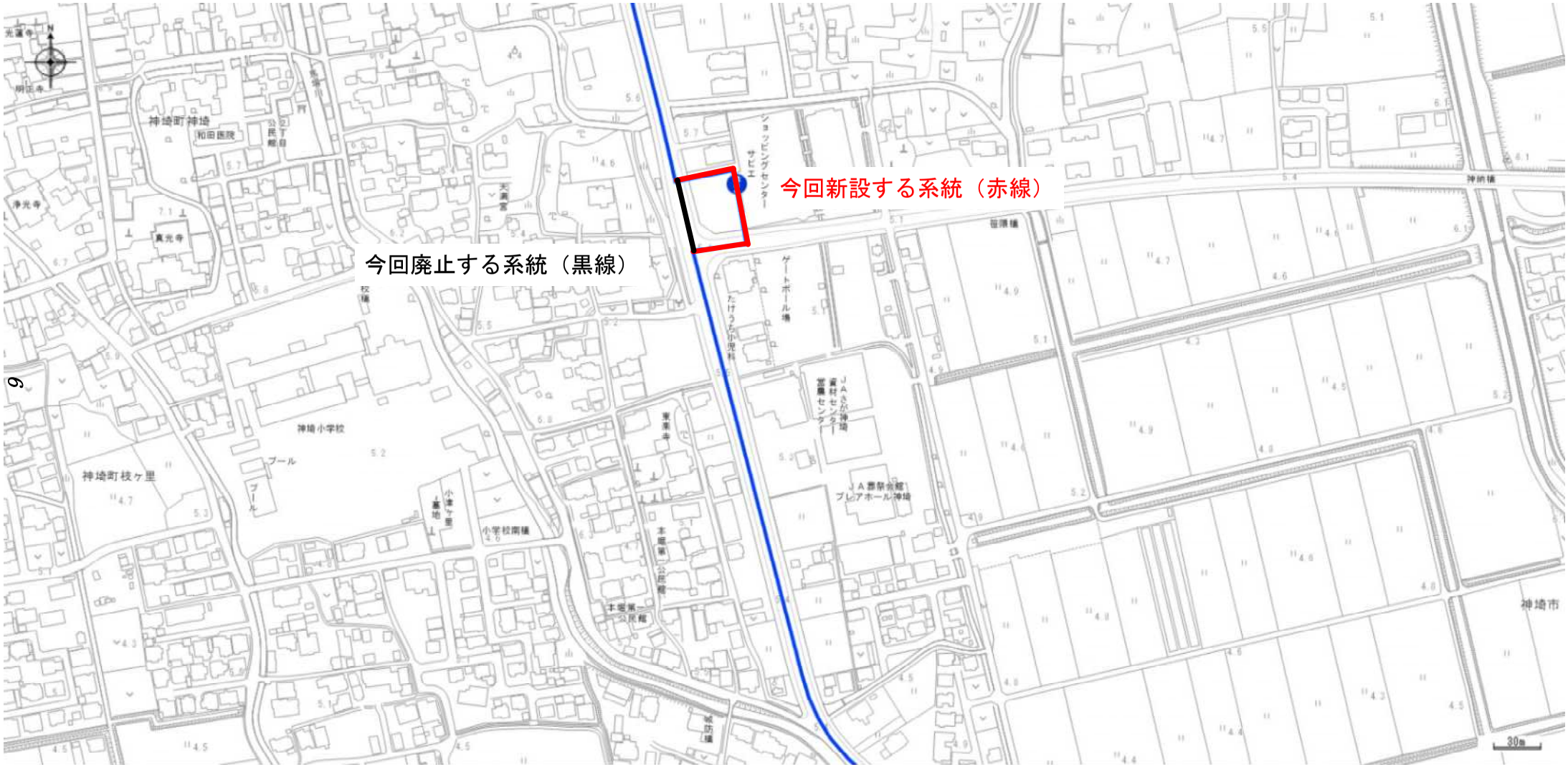

別紙３：廃止及び新設する系統（中部　東コース　変更部分拡大図）

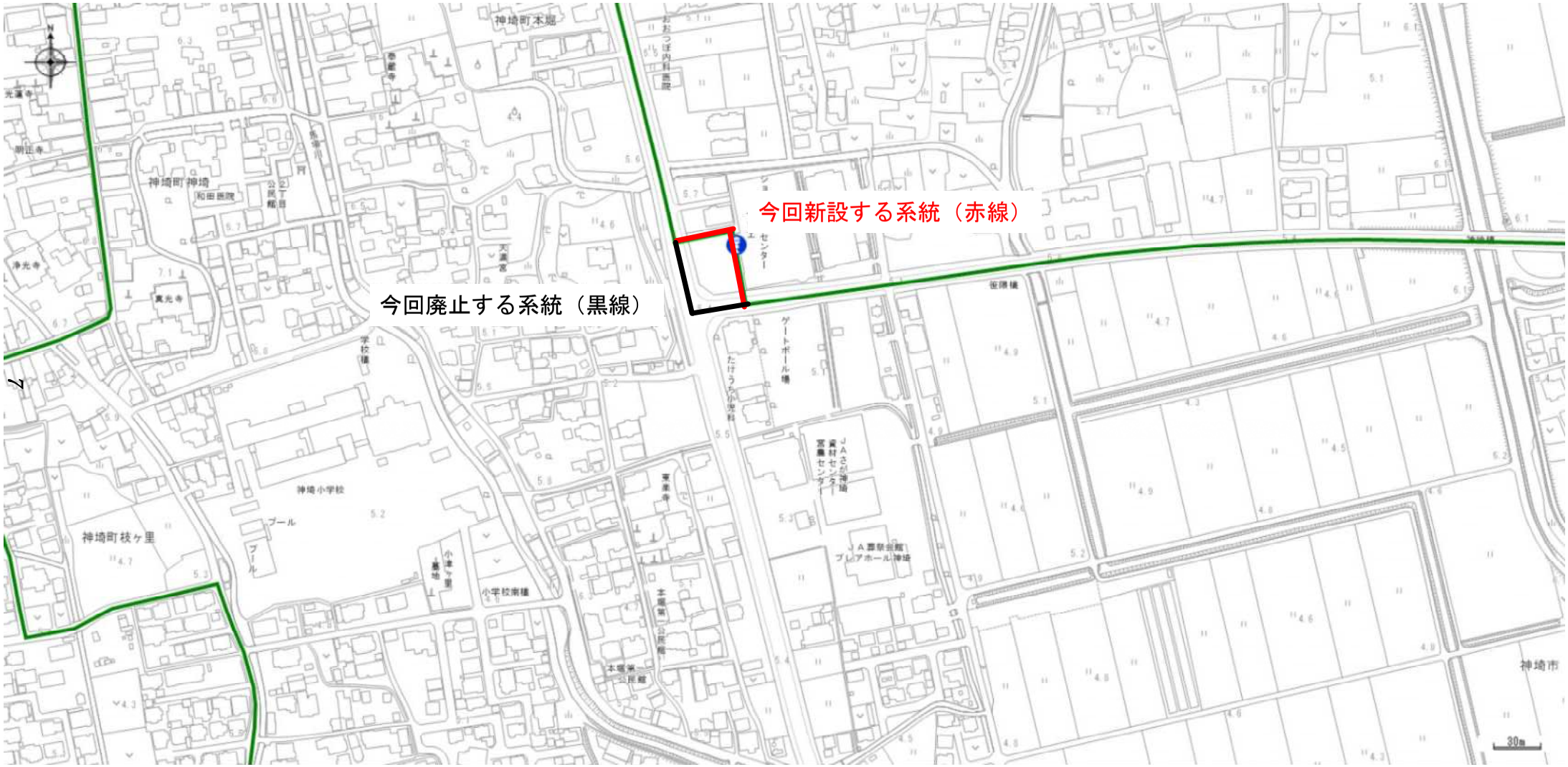

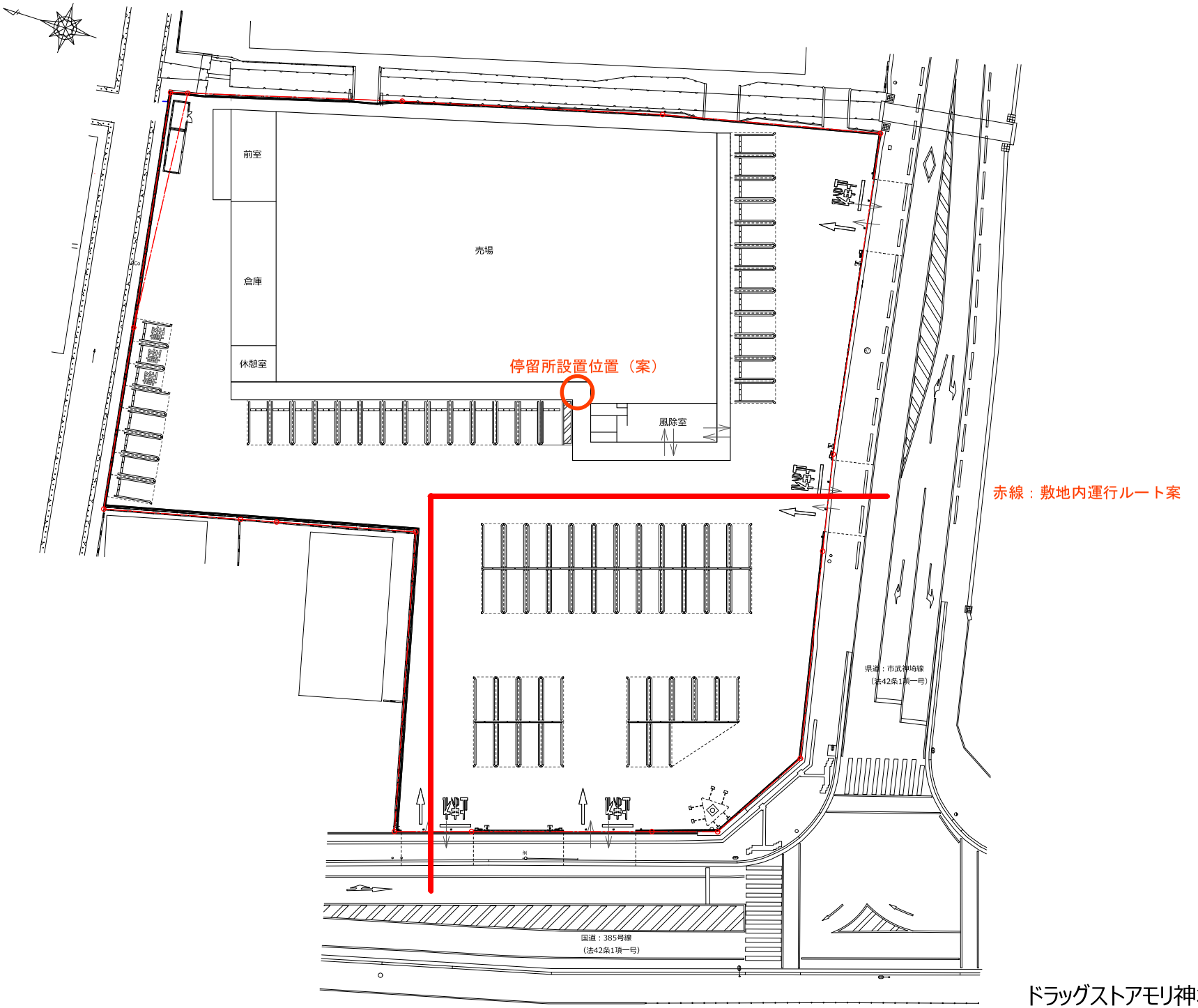

1 簡易配置図
S=1：400

ドラッグストアモリ神埼本堀店

生活交通確保維持改善計画　路線図
系統番号12　北部デマンド（区域運行）

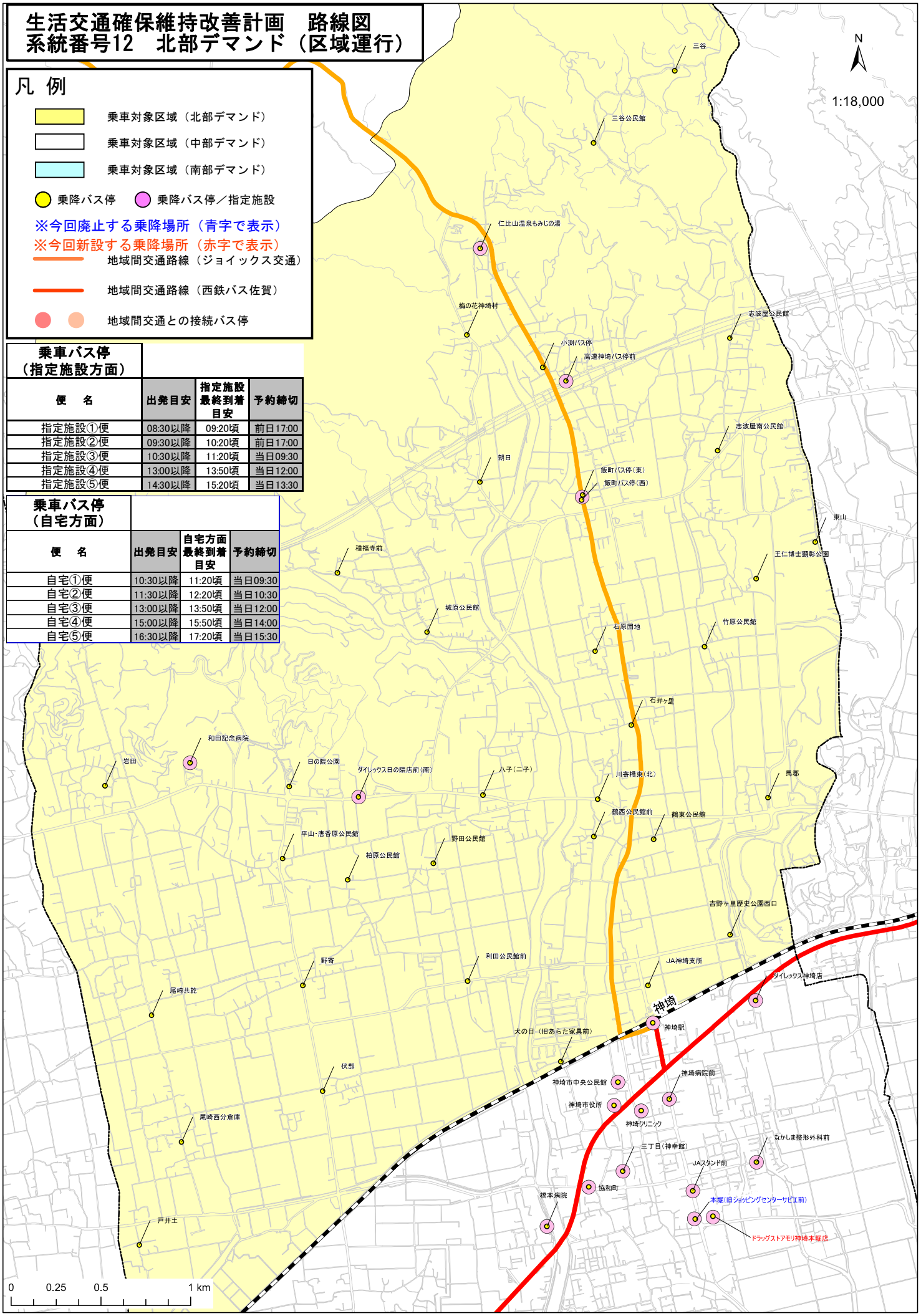

乗車バス停（指定施設方面）

便　名	出発目安	指定施設最終到着目安	予約締切
指定施設①便	08:30以降	09:20頃	前日17:00
指定施設②便	09:30以降	10:20頃	前日17:00
指定施設③便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
指定施設④便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
指定施設⑤便	14:30以降	15:20頃	当日13:30

乗車バス停（自宅方面）

便　名	出発目安	自宅方面最終到着目安	予約締切
自宅①便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
自宅②便	11:30以降	12:20頃	当日10:30
自宅③便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
自宅④便	15:00以降	15:50頃	当日14:00
自宅⑤便	16:30以降	17:20頃	当日15:30

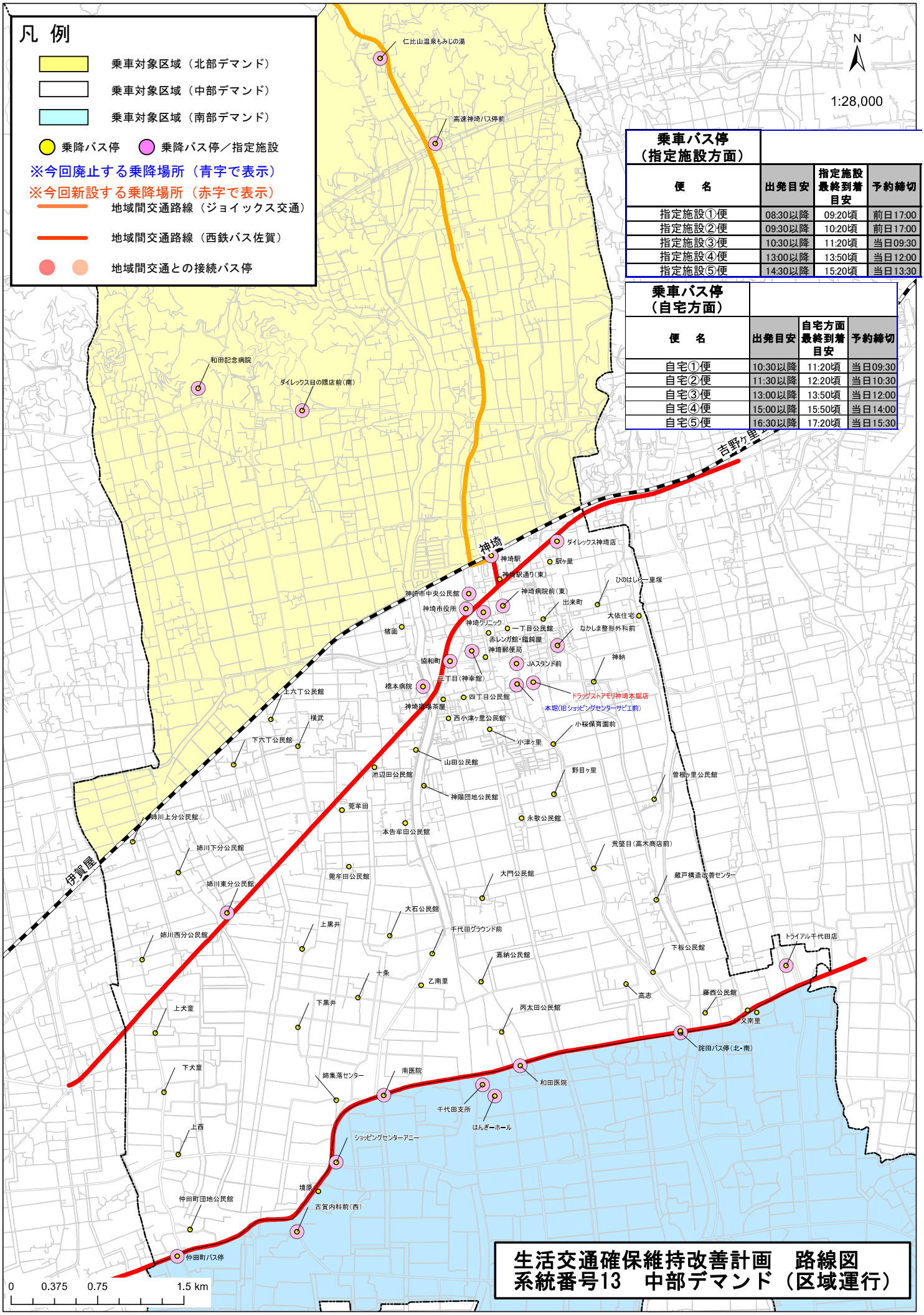

乗車バス停（指定施設方面）

便　名	出発目安	指定施設最終到着目安	予約締切
指定施設①便	08:30以降	09:20頃	前日17:00
指定施設②便	09:30以降	10:20頃	前日17:00
指定施設③便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
指定施設④便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
指定施設⑤便	14:30以降	15:20頃	当日13:30

乗車バス停（自宅方面）

便　名	出発目安	自宅方面最終到着目安	予約締切
自宅①便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
自宅②便	11:30以降	12:20頃	当日10:30
自宅③便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
自宅④便	15:00以降	15:50頃	当日14:00
自宅⑤便	16:30以降	17:20頃	当日15:30

生活交通確保維持改善計画　路線図
系統番号13　中部デマンド（区域運行）

生活交通確保維持改善計画　路線図
系統番号14　南部デマンド（区域運行）

乗車バス停（指定施設方面）			
便　名	出発目安	指定施設最終到着目安	予約締切
指定施設①便	08:30以降	09:20頃	前日17:00
指定施設②便	09:30以降	10:20頃	前日17:00
指定施設③便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
指定施設④便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
指定施設⑤便	14:30以降	15:20頃	当日13:30

乗車バス停（自宅方面）			
便　名	出発目安	自宅方面最終到着目安	予約締切
自宅①便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
自宅②便	11:30以降	12:20頃	当日10:30
自宅③便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
自宅④便	15:00以降	15:50頃	当日14:00
自宅⑤便	16:30以降	17:20頃	当日15:30

N

1:25,000

凡　例

- 乗車対象区域（北部デマンド）
- 乗車対象区域（中部デマンド）
- 乗車対象区域（南部デマンド）
- 乗降バス停
- 乗降バス停／指定施設
- ※今回廃止する乗降場所（青字で表示）
- ※今回新設する乗降場所（赤字で表示）
- 地域間交通路線（ジョイックス交通）
- 地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
- 地域間交通との接続バス停

神埼
神埼駅
神埼病院前（東）
神埼市中央公民館
神埼市役所
なかしま整形外科前
JAスタンド前
橋本病院
ドラッグストアモリ神埼本堀店
本堀(旧ショッピングセンターサビエ前)
トライアル千代田店
詫田バス停（北・南）
又南里（北・南）
詫西南広場
龍尾
千代田支所
南医院
和田医院
はんぎーホール
渡瀬（古賀橋）
柳島
姉団地
丁太田
上地公民館
ショッピングセンターアニー
こすもす苑
下直鳥公民館
次郎の森公園
大島
境原
古賀内科前（西）
小森田
上神代公民館
大野公民館
林慶（日高商店前）
仲田町バス停
川崎公民館
千歳郵便局前（南）
ジョイックス営業所
柴尾
片江コーポ前
迎島（旧駐在所前）
東野ヶ里団地前
餘江地区広場
中下医院前（南）
冠者神社前
仁戸田公民館
下村湖人生家前（西）
用作
小鹿
崎村下（西）
中津
出来島
黒津会館前

0　0.375　0.75　1.5 km

土　地　使　用　承　諾　書

令和６年　２月 27 日

神埼市地域公共交通活性化協議会
会長　中島　勝利　様

住　所　　福岡県朝倉市一木 1148 番地１
株式会社ドラッグストアモリ
氏　名　　代表取締役　森　竜馬　㊞

神埼市地域公共交通活性化協議会が実施する巡回バス及び予約型乗合タクシー運行に関し、私（当社）が所有する若しくは使用権限を有する下記の土地を、停留所の設置及び神埼市巡回バス・予約型乗合タクシー運行のため無償で使用することを承諾します。

なお、使用の方法等についての事前協議を条件とします。

また、使用期間は令和６年４月１日から令和６年９月３０日までの期間とし、特段のことがない限り使用期間は更に１年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

記

※ 使用場所（ドラッグストアモリ神埼本堀店）

神埼市神埼町鶴 3209 番地１地内の神埼市巡回バス・予約型乗合タクシー運行に必要とする土地